

## 浜坂町・温泉町合併協議会幹事会規程

### (趣旨)

第1条 浜坂町・温泉町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第2項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 幹事会は、浜坂町・温泉町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、浜坂町・温泉町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

### (幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

### (会議)

第5条 幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

### (会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故のあるときは、その職務を代理する。

### (専門部会)

第7条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

### (関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

### (報告)

第9条 幹事長は、幹事会協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

### (庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

### (補則)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	職 名		
浜 坂 町	助 役	企画総務課長	企画総務課副課長
温 泉 町	助 役	総 務 課 長	企 画 観 光 課 長